資料 1-1

新宿区リサイクル清掃審議会

及び

新宿区一般廃棄物処理基本計画

について

１　新宿区リサイクル清掃審議会について

（１）審議会の設置根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第５条の７　市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

２　廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

審議会設置のための根拠法令

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（抜粋）

（審議会の設置）

第７条　リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項を調査審議するため、区長の付属機関として、新宿区リサイクル清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議するほか、区長に対して意見を述べることができる。

⑴ リサイクル及び一般廃棄物の処理の基本的方針に関すること。

⑵ その他リサイクル及び一般廃棄物の処理に係る重要な事項に関すること。

（審議会の組織）

第８条　審議会は、２２人以内の委員で構成する。

２　審議会の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　審議会の委員は、学識経験を有する者、区民、区内関係団体の構成員、区内事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

４　前３項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（２）審議会での審議・報告内容

令和４年度

- 一般廃棄物処理基本計画（改定）における計画目標について〈審議〉
- 食品ロス削減推進計画の策定について〈審議〉
- 一般廃棄物処理基本計画（改定）素案及び答申案について〈審議〉
- 一般廃棄物処理基本計画(改定)素案及び答申案について〈審議〉

令和５年度

- 製品プラスチックの資源化に向けた取組の進捗について〈報告〉
- 一般廃棄物処理基本計画の施策の実施状況について〈報告〉

令和６年度

・新宿区第三次実行計画における環境清掃部所管事業〈報告〉

・製品プラスチックの資源化に係る取組みについて〈報告〉

・令和５年度集団回収実践団体アンケートの実施結果〈報告〉

令和７年度

・次期一般廃棄物処理基本計画（令和10（2028）年度～令和19（2037）年度）の策定について〈報告〉

・「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正案について〈報告〉

・ローカルフードサイクリング（株）との「ＬＦＣコンポストの普及による食品ロス削減の推進に関する覚書」の締結について〈報告〉

２　新宿区一般廃棄物処理基本計画について

Ⅰ　計画の概要

（１）一般廃棄物処理基本計画において定める事項（区条例施行規則第25条）

①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
②一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
⑥区長、事業者及び区民の再利用の促進のための取り組みに関する事項
⑦その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（２）一般廃棄物処理基本計画の根拠法令等と他の計画等との関係

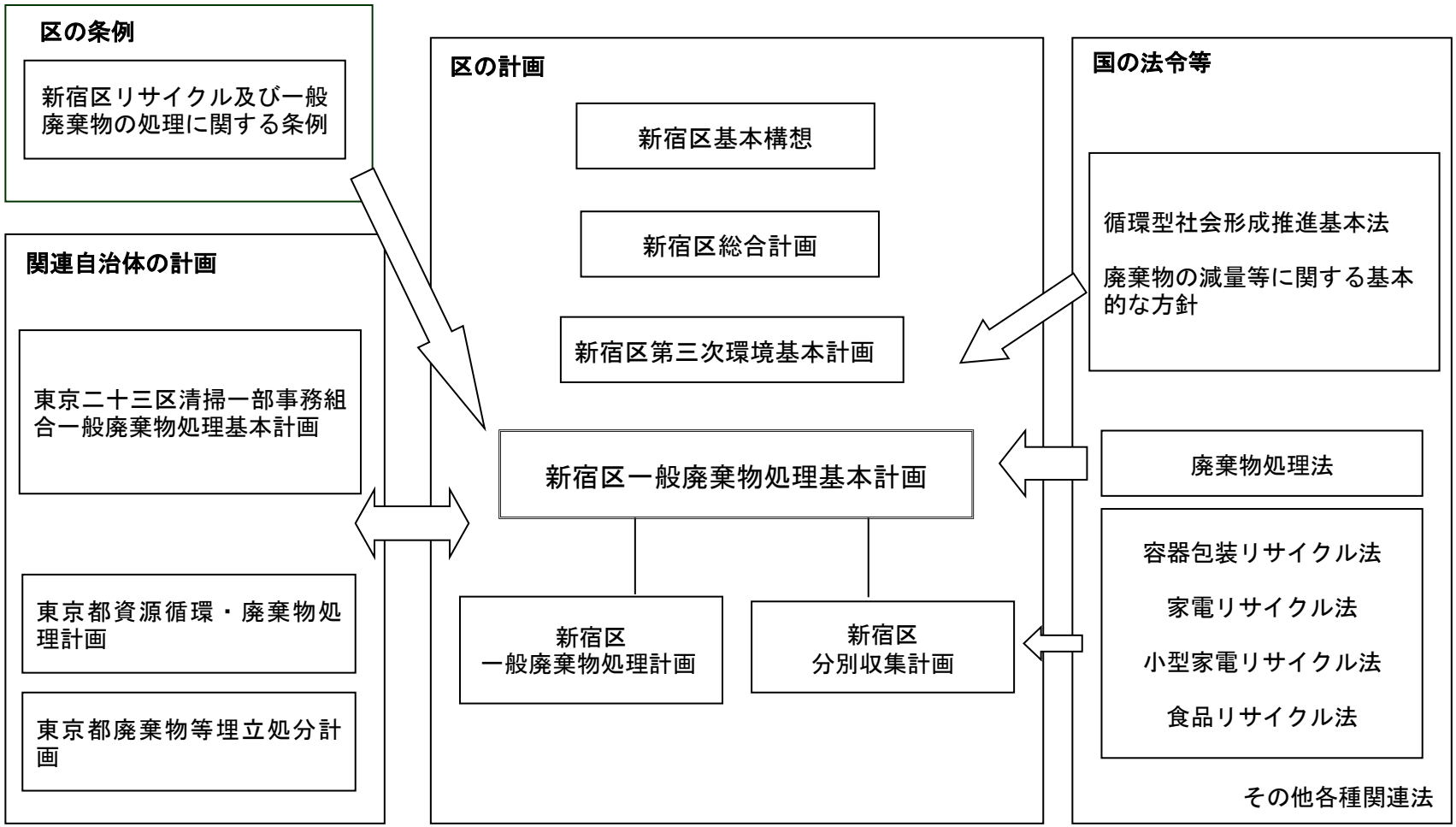

Ⅱ　現計画の概要

新宿区におけるリサイクル清掃施策について、基本的事項を定めるもの

（１）計画改定の目的

新宿区一般廃棄物処理基本計画（平成３０年度策定）

新型コロナウイルスによる「新たな日常」の定着

ゼロカーボンシティ新宿の実現

食品ロスやプラスチックごみ等に関する、国・都における法制度・目標値の見直し

社会情勢の変化を踏まえた資源循環型社会の構築を目指すため、計画を改定（令和５年度～令和９年度）

（２）計画の位置付け・計画期間

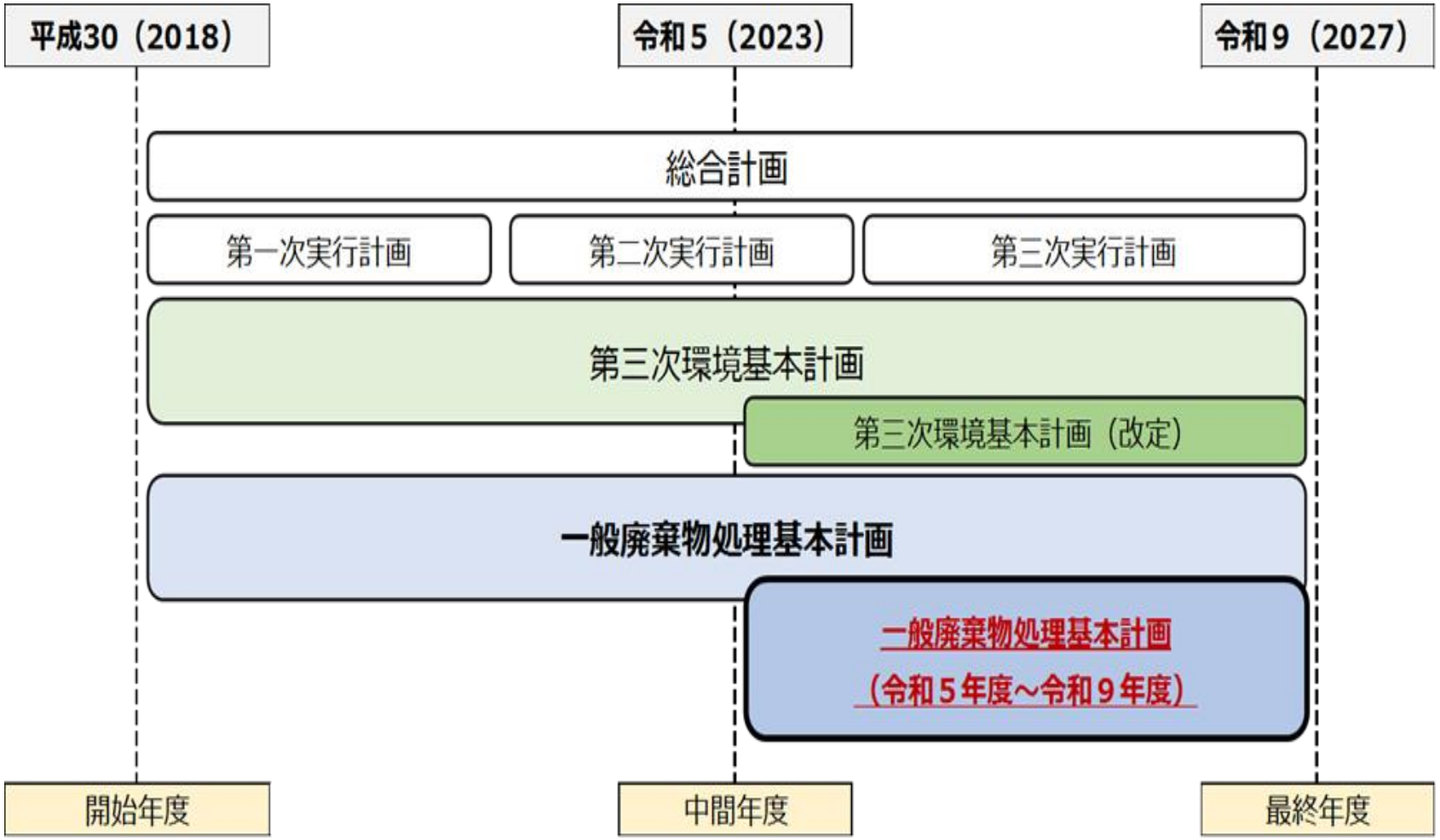

Ⅲ　現計画の体系

基本的な考え方

ごみの発生自体を抑え、
資源循環型社会を目指す。

環境への負荷を抑え、
効果的・効率的に事業を実施する。

現状から見た課題

- ３Ｒの一層の推進
  - ①食品ロスの削減
  - ②プラスチックごみの削減・資源化
  - ③家庭ごみの分別の徹底
- 事業系ごみの減量と資源化の推進
- 社会情勢の変化に対応したごみの処理

取り組む施策項目

（１）区民・事業者との共同による３Ｒの推進

　発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によりごみの発生自体を抑えます。
　また、発生したごみは再利用（リサイクル）することで、資源を無駄にしない循環型社会を実現します。

①食品ロス削減の推進
②プラスチックごみ等の発生抑制
③不使用品再使用の推進
④区民・事業者・区の連携
⑤地域で活躍する人材の育成
⑥区による資源回収の充実
⑦地域主体の資源集団回収の促進
⑧ごみの適正な分別と排出の徹底

（２）事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業者への排出指導等を行い、事業者が主体的にごみの減量・資源化を推進する社会を実現します。

①事業者への指導
②事業系ごみの減量と資源化の促進

（３）社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築

変化する社会情勢の中でも、安定的なごみ処理体制を維持し、区民が清潔で快適に暮らせる社会を実現します。

①不法投棄への対応
②医療系廃棄物の適正処理の推進
③作業の効率化と適切な費用負担
④東京二十三区清掃一部事務組合等との連携
⑤災害廃棄物の迅速な処理

計画目標

区民一人１日あたりの区収集ごみ量

令和３年度
５５２ｇ

▶

令和９年度
４４４ｇ

削減量
１０８ｇ（単年度１８ｇ削減）

令和７年度実績数値　４９１ｇ

Ⅳ　計画の進行管理

新宿区リサイクル清掃審議会において、ＰＤＣＡサイクルにより、区民一人あたりの区収集ごみ量や主要な施策の進捗状況を基に進行管理を行い、一般廃棄物処理計画（年度計画）等に反映します。

